

「青少年雇用創出計画」の認定を受けた場合の助成措置

A. 技能継承の受け手となる若者につき試行雇用を行う場合

⇒「試行雇用奨励金」による支援

1) 対象: 次のいずれにも該当する事業主

①「青少年雇用創出計画」の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別の中小企業者(以下「認定中小企業者等」という。)

②ハローワークに求職申込を行っている35歳未満の若者に対して、技能継承の受け手となる人材として、トライアル雇用を実施する認定中小企業者等

2) 助成内容: 1人1月当たり5万円を最大3ヶ月支給

B. 若者に実践的な職業能力、熟練技能を習得させるために職業訓練を行う場合

⇒「中小企業雇用創出等能力開発助成金」による支援

1) 対象: 「青少年雇用創出計画」の認定を受けた中小企業者で、2)に掲げる訓練を行うもの

2) 内容: ①OJTについて

・OB(団塊の世代)等を講師としたOJTに係る講師謝金

②OFF-JTについて

・自社で行う訓練の運営費(外部講師の謝金、施設設備借料、教材費(社内における中核的な技能のマニュアル化、デジタル化等による独自教材の作成を含む。))

・社外の施設で行う訓練に係る受講料

・訓練期間中の賃金

3) 助成内容: 2)の費用の1/2を助成(1企業当たり上限500万円)